

第3次
尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策
基本計画(素案)

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

尼 崎 市

DVとは

DV (domestic violence : ドメスティック バイオレンス) とは、配偶者等の親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力で、自分の力(権力)を利用して、弱い立場の人を支配することです。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DVを目撃する子どもは心身の成長と人格の形成に重大な影響を受けることから、DVを目撃(面前DV)は児童虐待(心理的虐待^{※1})にあたります。

また、令和2年から流行し始めた新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化によりDVが潜在化し、それによる影響が深刻化している可能性があることから、DVを早期に発見し、相談や支援につなげることが大変重要です。

(主な具体例)

身体的暴力(身体へ直接的な危害を加える行為)

- ・叩く、なぐる
- ・床や壁に身体を押し付ける
- ・ける、馬乗りになる
- ・髪をひっぱる
- ・刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・物をなげつける
- ・首をしめる
- ・引きずりまわす

※ 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当します。

精神的暴力(尊厳を無視した言動や行動で、精神へ危害を加える行為)

- ・大声でどなる
- ・人格否定を繰り返す
- ・何を言っても無視して口をきかない
- ・「お前は何もできない(無能だ)」と言う
- ・「お前が悪いからだ」と全責任を押し付ける
- ・長時間説教して寝かせない
- ・人前でバカにしたり、命令口調でものを言ったりする
- ・家からしめ出す
- ・子どもや家族に危害を加えるといっておどす
- ・大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ・外出をさせない
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う

※ 結果的にPTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

※1 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条において定義されており、DVを目撃(面前DV)は心理的虐待に含まれる。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもある。

性的暴力（性や生殖を強制的に支配する行為）

- ・ 性的行為を強要する
 - ・ 中絶を強要する
 - ・ 避妊に協力しない
 - ・ 脅しや暴力的な性行為
 - ・ 性行為など性的な画像や動画を撮り SNS 等に公開したり、公開すると脅す
 - ・ 見たくないのにポルノビデオや雑誌などを見せる
- ※ 夫婦間の性交であっても、刑法第 177 条の強制性交等罪に当たる場合があります。

経済的暴力（金銭や財産を一方的に支配し生活を束縛する行為）

- ・ 家計を厳しく管理するなど必要な生活費を渡さない
- ・ 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする
- ・ 勝手に借金を作り、返済を強要する
- ・ 借金をさせる
- ・ 外国籍の被害者に、日本にいられなくするなど脅す

社会的暴力（人間関係や社会とのつながりを制限・遮断し孤立させる行為）

- ・ 実家や友人とつきあうのを制限する
 - ・ 携帯電話を壊したり、取り上げたりする
 - ・ 誰とどこにいた、いるかを常に報告させる
 - ・ 携帯電話やパソコンにロックをかけさせずに勝手に操作したり、位置情報がわかる設定を行ったり、小型GPSを持たせる他、盗聴や通信内容をスパイするアプリケーションを仕込んだりする。
 - ・ メールや SNS を細かくチェックしたり、すぐに返信しないと怒る
- ※ 経済的暴力や社会的暴力を精神的暴力の一部とする分類もあります。

これらの様々な形態の暴力は単独でおこることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。日々の生活のなかで長期にわたり繰り返し行われることで、心の健康を害してしまうケースもあります。

尼崎市配偶者暴力相談支援センター※2等の現状と課題

現 状

≪相談件数≫

配偶者暴力相談支援センターの状況

- ・ 本市の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年度によって多少のバラつきはありますが、設置2年目（平成26年度）以降は概ね横ばいの状況にあります。
- ・ 全国では新型コロナウイルス感染症拡大によるDVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2年4月に国がDV相談プラス（24時間電話相談・SNS相談・メール相談）を設置したことなどから、令和2年度以降の相談件数は令和元年度と比較し増加しています。

配偶者暴力相談支援センター以外も含めた状況

- ・ 配偶者暴力相談支援センター以外も含めたDV相談件数は、概ね横ばいとなっていますが、在宅勤務など働き方が変わり在宅時間が増えたことで、言葉によるDVが生じるなど相談内容に新型コロナウイルスの感染拡大の影響が見られます。主に離婚前相談を受けることの多い母子父子自立支援員についても、相談の中で夫等からの暴力に関する相談件数が令和元年度と比較して令和3年度は約1.5倍に増加しています。

尼崎市のDV相談件数の推移

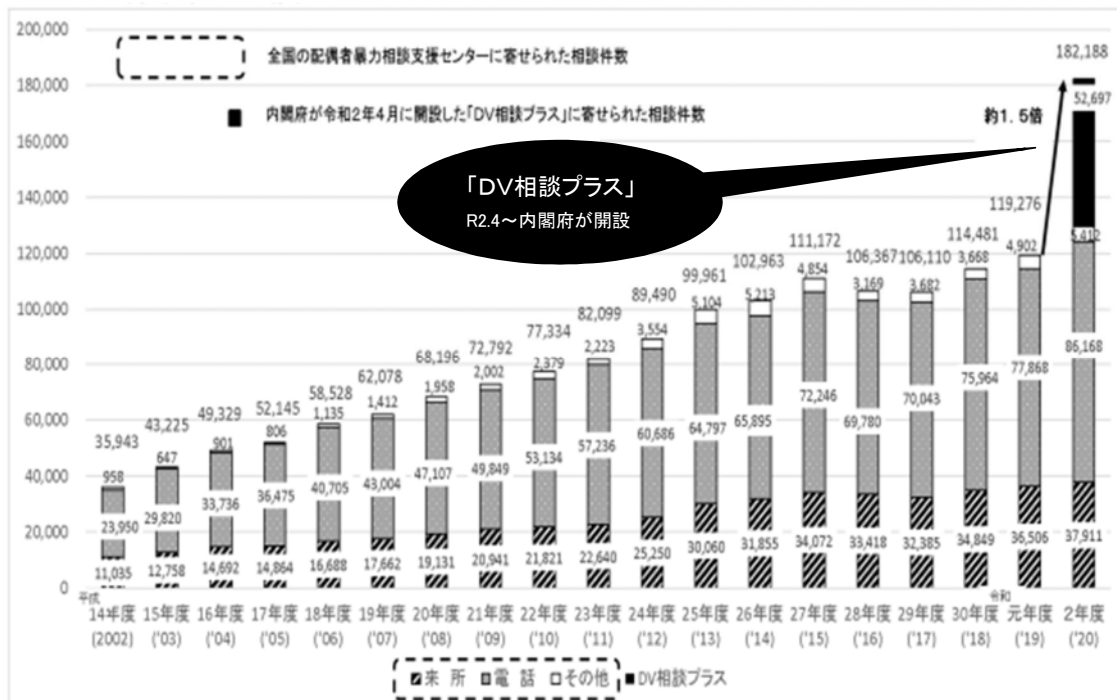
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 配偶者暴力相談支援センター | 398 | 526 | 472 | 490 | 634 | 531 | 473 | 449 | 460 |
| 女性の悩み相談 (女性センター) | 272 | 244 | 297 | 199 | 239 | 173 | 189 | 106 | 173 |
| 母子父子自立支援員 (こども福祉課) | 30 | 62 | 55 | 45 | 43 | 132 | 118 | 149 | 182 |
| 計 | 700 | 832 | 824 | 734 | 916 | 836 | 780 | 704 | 815 |

※2 DV防止法において、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、市町村でも、適切な施設において、その機能を果たすよう努めるものとされている。偶者暴力相談支援センターで行う業務は、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助があり、本市では、①④⑤⑥の機能を整備している。

配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数の推移

| | 相談件数 | | 証明等発行件数 ^{※3} | | | |
|------|------|-----------------|-----------------------|---------------------|-------------|----|
| | | うち県の一時的保護所へ移送保護 | 保護命令回答書(裁判所に回答) | 住民基本台帳事務における支援措置申出書 | 来所相談に関する証明書 | |
| 25年度 | 398 | 19 | 75 | 8 | 19 | 48 |
| 26年度 | 526 | 25 | 102 | 11 | 32 | 59 |
| 27年度 | 472 | 26 | 88 | 7 | 47 | 34 |
| 28年度 | 490 | 19 | 131 | 13 | 44 | 74 |
| 29年度 | 634 | 17 | 146 | 7 | 53 | 86 |
| 30年度 | 531 | 14 | 136 | 7 | 48 | 81 |
| 元年度 | 473 | 5 | 152 | 8 | 55 | 89 |
| 2年度 | 449 | 12 | 126 | 7 | 49 | 70 |
| 3年度 | 460 | 10 | 135 | 5 | 66 | 64 |

全国の配偶者暴力相談支援センター及びDV相談プラスの相談件数



(出展：内閣府男女共同参画局「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書)

※3 証明書等について、配偶者暴力相談支援センターでは①裁判所への保護命令回答書、②住民基本台帳事務における支援措置申出書、③来所相談に関する証明書を発行し被害者の安全確保及び自立支援に努めている。

「被害者の安全確保」

- ・ 被害者の安全確保を第一として、相談において一時保護を希望された場合は、施設等への入所など一時保護の支援をしています。また、必要に応じて警察と連携し、被害者の安全確保を図っています。
- ・ 相談時に相談者からの聞き取りを丁寧に行い、相談者の状況把握をしっかりと行う中で、子どもの虐待等の情報を得た場合は関係機関と情報提供を始めとした連携を速やかに行っています。

「DVと子ども虐待」

- ・ 被害者に子どもがいる場合は、子どもの安全について確認し、被害者と子どもそれぞれの状況に応じた支援を行っています。
- ・ 子どもが直接暴力を受けている場合だけでなく、子どもの見ている前で暴力を振るうこと（面前DV）も、子どもへの心理的虐待にあたることから要保護児童対策地域協議会^{※4}等と早期に連携を図るとともに、子どもを含めた安全確保を意識した支援に取り組んでいます。

「自立・被害からの回復にむけた支援」

- ・ 生活の安定に向けて、福祉制度の手続きの助言及び同行を行うといった切れ目のない支援に取り組んでいます。たとえば、避難後の住宅確保に向けては、関係機関と連携し、検討を行います。さらに、避難を希望されない相談者にも離婚調停等法的な手続きの助言等を行っています。暴力の被害により生きづらさを感じている被害者には心理的回復のため、女性センターのカウンセリングを紹介したりしています。
- ・ 被害者が他の自治体で生活の場を確保できた場合は、その自治体へ必要な情報を引継ぎ、転居後も安定かつ安全な生活が送れるよう支援しています。

課題

- ・ 被害者が複雑かつ複合的な課題を抱える場合があり、こうした状況に対して関係機関との連携を充実させる必要があります。たとえば、被害者が精神疾患や発達障害を抱える場合は、被害者に寄り添い課題解決をしていくため、専門分野の支援関係者と円滑に連携し支援する必要があります。今後は新たに令和6年度に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や、DV防止法の見直し等の国の動向を踏まえ、包括的に支援を行っていく必要があります。
- ・ 相談から自立まで様々な支援を行うため、相談員には各種制度に関する知識や傾聴力など求められる専門性が高くなっています。弁護士及び心理士によるSV（スーパーバイズ）を引き続き実施するなど、相談員の専門性向上及び精神面でのサポートに取り組む必要があります。

※4 児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童（要保護児童）を関係機関が連携して情報交換や情報共有することによって支援内容の協議等を行い、要保護児童の早期発見・早期対応を図るため設置する協議会

策定の趣旨

平成 13(2001)年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)の改正法が、平成 20(2008)年 1月に施行され、「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす」こと及び「基本計画の策定」が市町村の努力義務とされました。

尼崎市では、平成 24(2012)年度から 5 年毎に、DV を容認しない社会の実現に向けて、「尼崎市配偶者等からの暴力 (DV) 対策基本計画」を策定し、DV 対策を推進してきました。

令和元(2019)年 6 月には、DV と児童虐待との連携強化に向けて DV 防止法が改正され、被害者支援の一連の対応における関係各課・関係機関の役割を明確にするとともに、連携体制を強化していくことがますます重要となりました。

さらに、現在、国において、DV 防止法の見直しに向けた検討が行われるなど今後の社会情勢の変化を踏まえつつ、DV をはじめとするあらゆる暴力の根絶を目指し、さらに実効性ある被害者支援への取組を進めるための支援行動計画として「第 3 次尼崎市配偶者等からの暴力 (DV) 対策基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)の第 2 条第 3 項に基づく計画です。尼崎市のまちづくりの最上位計画である「尼崎市総合計画」の分野別計画とし、他の分野別計画とも整合を図ることとします。

計画の期間

本計画の期間は、令和 5 (2023)年度から令和 9 (2027)年度までの 5 年間です。

「配偶者等からの暴力」の定義について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」が含まれるほか、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。また、交際相手からの暴力についても、DV 防止法を準用することとされているが、「生活の本拠を共にする交際相手」に限定されています。なお、本計画で掲げる DV 防止法の根拠を必要としない施策については、「生活の本拠を共にしない交際相手又は交際相手であった者からの暴力」も含んでいます。

推進体制の充実

本計画の進捗状況は毎年度調査し、尼崎市男女共同参画審議会において意見聴取するとともに、推進にあたっては、関係機関や支援団体で構成する連携会議で連携・調整を図ります。また、会議の参加団体や運営については、必要に応じて見直しを行っていきます。

この計画がめざすこと

1

被害者の安全確保

(1) 被害者を安全かつ迅速に保護する

- ①被害者の情報管理の徹底
- ②相談から一時保護までの被害者の安全確保の徹底

2

自立・被害からの回復への支援

(1) 被害者の新たな生活に向けて支援する

- ①生活の安定に向けた支援
- ②住宅の確保に向けた支援
- ③就労に向けた支援

(2) 被害者の心身の回復のために支援する

- ①心理的回復のための定期的な講座の実施、被害者の交流の場の提供
- ②継続的な相談支援の実施

3

相談・支援体制の充実

(1) DVの予防啓発を行い、相談窓口を周知する

- ①DVの予防啓発及び理解促進と相談窓口の周知

(2) 被害者を早期に発見し、的確に支援機関に繋ぐ

- ①市役所の窓口等による早期発見と二次被害の防止

(3) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない相談・支援体制の充実

- ①配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない支援
- ②被害者支援に関わる職員等や相談員の育成・支援

(4) 子どもの安全・安心な生活を確保する

- ①成育環境を整えるための支援
- ②子どもの心理的回復を支援

1 被害者の安全確保

被害者の支援にあたっては、被害者と同伴家族の安全を守ることが重要です。そのため、避難先等、被害者の個人情報については、加害者に知られることのないよう配偶者暴力相談支援センターで発行する来所相談に関する証明書を活用しながら、情報管理を徹底します。

なお、緊急性が高い被害者からの配偶者暴力相談支援センターへの相談については、被害者の生命、身体に重大な危害が及ぶ可能性があることから、警察等の関係機関と連携し、安全確保を最優先として施設等への入所など一時保護の支援をします。

(1) 被害者を安全かつ迅速に保護する

①被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れて転出・転入手続をした被害者の情報保護のため配偶者暴力相談支援センターや警察において意見を記載した「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の提出に基づき、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。

あわせて、各関係部署担当者や教育、保育関係者等が情報管理を徹底し、秘密保持と安全確保に十分配慮することが必要です。

②相談から一時保護までの被害者安全確保の徹底

被害者から被害の申し出があった場合は、その状況やご本人の意思を聞き取る中で、必要に応じて、施設等への入所など一時保護の支援をします。

また、一時保護に至らない場合でも、警察等との関係機関と連携し、110番通報登録制度^{※5}の活用、さらには被害者の生命や身体の安全を確保するための保護命令制度^{※6}について情報提供及び助言を行います。

※5 被害者の住所、氏名、電話番号等をあらかじめ兵庫県警通信指令システムに登録することで、110番通報時に迅速な対応を実施するもの。

※6 配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、又は、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令 (2)被害者への電話等禁止命令 (3)被害者の同居の子への接近禁止命令 (4)被害者の親族等への接近禁止命令 (5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5つの類型がある。

2 自立・被害からの回復への支援

被害者が安心・安全に自立した生活を送るため、住宅の確保と就労をはじめ、経済面、心理面など、被害者が抱える困難に対応した支援を行います。被害者の自立（生活再建）、被害からの回復に時間を要する場合でも、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援を行います。

(1) 被害者の新たな生活に向けて支援する

①生活の安定に向けた支援

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、生活保護等の各種福祉制度に関する情報提供を行い、その活用による支援や手続きの支援を行います。また、司法手続きについては、女性センターやこども福祉課の弁護士による法律相談を活用し、支援します。

②住宅の確保に向けた支援

市営住宅における単身での入居も可能となるよう被害者の入居資格を緩和したり、申込抽選時に一定の優先枠の設定を引き続き行います。その他必要に応じて、福祉施設とも連携し入所を検討したり、住宅の確保に向けた総合的な支援を行います。

③就労に向けた支援

生活困窮等の個々の状況に応じて、模擬面接や履歴書作成指導、求人情報の提供など切れ目のない段階的な就労支援を行います。母子・父子家庭の場合は母子家庭等自立支援給付金事業を活用し職業能力向上のための支援を行い、求職活動や就労にあたり子どもの保育が必要な場合は、優先的に利用できるよう支援を行います。

(2) 被害者の心身の回復のために支援する

①心理的回復のための定期的な講座の実施、被害者の交流の場の提供

被害者は、繰り返される暴力の中で、自尊感情が低下したり、トラウマ反応^{※7}やPTSD(心的外傷後ストレス障害)^{※8}、うつ^{※9}を抱えたり、加害者からの追求への恐怖など、精神的に不安定になる場合があります。

心理的回復のための講座を実施したり、当事者同士が互いに体験や感情を共有し、支え合う自助グループによる交流の場を提供したりするなど、被害者が心理的な回復を図れるよう、支援を行います。

②継続的な相談支援の実施

DVによる影響からの心理的回復には時間を要することから、女性センターではカウンセラーが被害者に寄り添い、継続的な相談による支援を行います。また、相談内容によっては関係機関が連携しながら、心理的ケアを行っていきます。

※7 命の危険を感じたり、自分ではどうしようもない圧倒的な強い力に直面したりといった、強い恐怖感を伴う体験(トラウマ：心的外傷)によって心身に生じる様々な反応のこと。

※8 命の危険を感じたり、自分ではどうしようもない圧倒的な強い力に直面したりといった、強い恐怖感を伴う体験をした人に起きやすい症状で、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態

※9 一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといった精神症状とともに、眠れない、食欲がない、疲れやすいといった身体症状が現れ、日常生活に大きな支障が生じる気分障害の一つ

3 相談・支援体制の充実

DV は、家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいことから、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などが連携し、早期発見に取り組みます。

DV に関する相談内容が多様化する中で配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化し、被害者が安心して相談し支援が受けられる体制の充実に取り組みます。

(1) DV の予防啓発を行い、相談窓口を周知する

①DV の予防啓発及び理解促進と相談窓口の周知

DV には、身体的・性的暴力以外にも、精神的・経済的・社会的暴力が含まれますが、被害者の多くが女性であるという背景には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等が影響しています。誰もが被害者にも加害者にもならないよう、若年層へのデートDV防止講座やDV啓発週間等を活用した啓発を進めます。

(2) 被害者を早期に発見し、的確に支援機関に繋ぐ

①市役所の窓口等による早期発見と二次被害^{※10}の防止

DVは貧困など多様な課題が絡み合っている場合もあり、被害者は様々な相談・関係機関を訪れる可能性があります。

市役所の窓口等において、相談者のニーズに応じた情報提供や適切な機関・窓口につなぎ、早期発見や二次被害の防止を図っていくことが必要です。そのため、関係機関等による連携会議や支援のためのマニュアルを活用し、窓口の職員等のDVに関する正しい知識の習得と感度の向上に取り組みます。また、早期発見と二次被害の防止に向けた研修や情報共有に取り組みます。

(3) 配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない相談・支援体制の充実

①配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目のない支援

DV は、児童虐待や貧困等のほか、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティーなど被害者が置かれている状況によって複合的な課題を抱えることがあります。被害者が男性の場合や、同性パートナー間や交際相手間での被害も起こりえます。

このように、相談内容が多様化する中で、配偶者暴力相談支援センターを中心に福祉・保健・教育等多様な関係機関との連携を強化し、切れ目ない相談支援に取り組みます。

②被害者支援に関わる職員等や相談員の育成・支援

被害者が抱える問題は複雑、多岐に渡ることから、各種制度に関する知識や傾聴力において高い専門性が求められるという現状があります。そのため、相談員への弁護士及び心理士によるスーパーバイズや研修機会の確保、相談員のバーンアウトの防止及び専門性向上に取り組みます。また、連携してDV被害者支援に取り組めるよう市職員・福祉・教育関係者に対しDVに関する研修や啓発を行います。

※10 心身ともに傷ついた被害者が、相談支援の際にDVの特性や被害者のおかれた立場を理解しない、支援者の不適切な言動によって、さらに傷つくこと。

(4) 子どもの安全・安心な生活を確保する

① 成育環境を整えるための支援

被害者に子どもがいる場合は、子どもの安全について確認しながら支援を進めます。また、子どもが直接暴力を受けている場合だけでなく、子どもの見ている前で配偶者等に暴力をふるうこと（面前DV）についても、子どもへの児童虐待（心理的虐待）にあたることから、要保護児童対策地域協議会等と連携を図ります。

必要に応じ、情報秘匿について被害者である親の意思や状況、子どもの意思や安全性等に配慮しながら、丁寧な支援に取り組みます。

② 子どもの心理的な回復を支援

加害者から離れ、安全・安心な環境へ移った後も、子どもの精神面等にDVの影響が残ることがあります。スクールカウンセラー等、学校内での子どもの相談支援など、関係機関と連携し心理的な支援に取り組みます。

DV相談先

DV相談先

- 尼崎市配偶者暴力相談支援センター
電話 06-4950-0589 月～金 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)
- 兵庫県尼崎南警察署
電話 06-6487-0110
- 兵庫県尼崎東警察署
電話 06-6424-0110
- 兵庫県尼崎北警察署
電話 06-6426-0110
- 兵庫県女性家庭センター(悩みのほっとライン)
電話 078-732-7700 毎日/9時～21時
- NPO法人フェミニストカウンセリング神戸
電話 078-360-5030 月(祝日除く)/13～16時
- 尼崎市女性センターレピエ
電話相談:06-6436-8636 水・金・土/10～12時 13～16時 18～20時
(面接相談:火・水 要予約)

性暴力に関する相談先

- ◆ 性暴力被害者支援センター・ひょうご
電話:06-6480-1155 月～金(祝日、年末年始を除く)
9時30分～16時30分
メール相談:hyo-5@1-kobe.com

プラス
DV相談+

電話・メール 24時間受付
チャット相談 12:00～22:00

電話 24時間受付 0120-279-889

メール 24時間受付
ここをクリック!

チャット 24時間受付
チャットはこちら

*スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください



第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画資料編は市ホームページからご覧になれます。

第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画

検索

尼崎市総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL:(06) 6489-6658 FAX:(06) 6489-6661

E-mail: ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp